



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*5 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1
- \*6 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 ( " )..... 1
- \*7 和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)..... 2
- \*8 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 3

## 規 則

### 和歌山県規則第5号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年和歌山県規則第114号)の一部を次のように改正する。

第2条の表4の項中「表26の項」を「表30の項」に改め、同表5の項中「表27の項(2)」を「表31の項(2)」に改め、同表6の項中「表31の項(13)」を「表35の項(13)」に改め、同表7の項中「表37の項(16)」を「表41の項(16)」に改め、同表8の項中「表42の項(11)」を「表45の項(11)」に改め、同表9の項中「表49の項(3)」を「表53の項(3)」に改め、同表10の項中「表50の項(18)」を「表54の項(18)」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第6号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則(平成21年和歌山県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

6 条例別表第1第6項に規定する規則で定める事務	(1) 県民の安否状況の確認 (2) 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否状況の確認を行うために必要な情報の提供
7 条例別表第1第7項に規定する規則で定める事務	がん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1に7の項を加える改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

## 和歌山県規則第7号

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県立自然公園条例施行規則（昭和35年和歌山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条中「同意又は」を「協議又は」に、「同意を得」を「協議し」に改める。

第10条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第1項中「同意又は」を「協議又は」に、「県立自然公園事業執行同意（認可）申請書」を「県立自然公園事業執行協議書（認可申請書）」に改める。

第11条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第12条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第1項中「同意又は」を「協議又は」に、「県立自然公園事業の内容の変更の同意（認可）申請書」を「県立自然公園事業の内容の変更の協議書（認可申請書）」に改める。

第13条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第14条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第1項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に、「法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継同意（承認）申請書」を「法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継協議書（承認申請書）」に改め、同条第2項中「法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継同意（承認）申請書」を「法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継協議書（承認申請書）」に改める。

第16条の見出し中「同意又は」を削り、同条中「県立自然公園事業の執行同意（認可）失効届」を「県立自然公園事業の執行認可失効届」に改める。

第22条の2第4項第6号中「すべて」を「全て」に改め、同項第7号中「<sup>こう</sup>勾配」を「勾配」に改め、同条第5項第3号中「すべて」を「全て」に改め、同条第9項第3号中「すべて」を「全て」に改め、同項第4号中「<sup>こう</sup>勾配」を「勾配」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第10項第2号中「すべて」を「全て」に改め、同項第3号中「<sup>こう</sup>勾配」を「勾配」に改め、同条第17項第1号中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第2号中「たい積」を「堆積」に改め、同条第20項第4号中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第23条第3号中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第9号中「よう壁」を「擁壁」に改め、同条第11号中「<sup>こう</sup>勾配」を「勾配」に改め、同条第23号の8中「<sup>じょう</sup>浄化槽」を「浄化槽」に改める。

第26条中「<sup>のり</sup>法」を「法」に改める。

第26条の2第4号中「さく」を「柵」に改める。

別記第1号様式中「県立自然公園事業執行同意（認可）申請書」を「県立自然公園事業執行協議書（認可申請書）」に改める。

別記第2号様式中「県立自然公園事業の内容の変更の同意（認可）申請書」を「県立自然公園事業の内容の変更の協議書（認可申請書）」に、「同意を得た」を「協議をした」に、「同意回答書」を「協議回答書」に改める。

別記第3号様式中「同意を得た」を「協議をした」に、「同意回答書」を「協議回答書」に改める。

別記第4号様式中「法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継同意（承認）申請書」を「法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継協議書（承認申請書）」に、「同意を得た」を「協議をした」に、「同意回答書」を「協議回答書」に改める。

別記第6号様式中「同意を得た」を「協議をした」に、「同意回答書」を「協議回答書」に改める。

別記第7号様式中「県立自然公園事業の執行同意(認可)失効届」を「県立自然公園事業の執行認可失効届」に、「の同意(認可)」を「の認可」に、「同意を得た(認可を受けた)」を「認可を受けた」に、「同意回答書(認可指令書)」を「認可指令書」に改める。

別記第27号様式中「さく」を「柵」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 和歌山県規則第8号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則(平成9年和歌山県規則第95号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の3条を加える。

(整備基準)

第1条の2 条例第3条の2第4号の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(入居者資格)

第1条の3 条例第6条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ当該アからウに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症に該当するもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
  - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。
- 4 条例第6条第2号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ当該(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 第1項第2号アに規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が第1項第3号に規定する程度であるもの

ウ 第1項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(県営住宅の指定)

第1条の4 条例第6条第1号ただし書の規則で定める県営住宅は、最近1年間における当該県営住宅に係る入居者を募集した戸数に対する条例第8条の規定により入居の申込みをした者の数の割合が低倍率であるものとして知事が別に定める割合未満であるものその他知事が別に定めるものとする。

第2条第2項第4号中「公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第6条第1項各号」を「第1条の3第1項各号」に改め、同項第5号中「令第6条第4項」を「第1条の3第4項」に改める。

第14条第2項第3号中「令第6条第4項」を「第1条の3第4項」に改める。

第31条の次に次の1条を加える。

(公営住宅監理員及び県営住宅管理人)

第31条の2 条例第55条第1項の公営住宅監理員(次項において「公営住宅監理員」という。)は、県土整備部都市住宅局建築住宅課及び各振興局建設部(海草振興局建設部を除く。)に置く。

2 公営住宅監理員は、身分証明書(別記第24号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 条例第55条第3項の県営住宅管理人は、県営住宅に置くものとし、その担当区域は、別に定める。

第33条中「おける」の次に「第1条の3第2項及び第3項、」を加え、「、第25条」を「並びに第25条」に改め、「理事長」との次に「、第31条の2第1項中「県土整備部都市住宅局建築住宅課及び各振興局建設部(海草振興局建設部を除く。)」とあるのは「市町村又は和歌山県住宅供給公社」と」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第1条の2関係)

整備項目	整備基準
1 敷地	(1) 県営住宅及び共同施設の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り

	<p>避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。</p> <p>(2) 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。</p> <p>(3) 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。</p>
2 住棟等	<p>住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。</p>
3 住宅	<p>(1) 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。</p> <p>(2) 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）の等級3の基準を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。</p> <p>(3) 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして、評価方法基準第5の8の8-1（3）イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①dの基準）及び評価方法基準第5の8の8-4（3）の等級2の基準を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。</p> <p>(4) 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして、評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級3の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級2の基準）を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。</p> <p>(5) 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして、評価方法基準第5の4の4-1（3）及び評価方法基準第5の4の4-2（3）の等級2の基準を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。</p>
4 住戸	<p>(1) 県営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。</p> <p>(3) 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして、各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1（2）イ②の特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第5の6の6-1（3）ロの等級3の基準を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。</p>
5 住戸内の各部	<p>住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして、評価方法基準第5の9の9-1（3）の等級3の基準を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。</p>
6 共用部分	<p>県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして、評価方法基準第5の9の9-2（3）の等級3の基準を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。</p>
7 附帯施設	<p>(1) 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。</p> <p>(2) (1) の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。</p>
8 児童遊園	<p>児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。</p>
9 集会所	<p>集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配</p>

	置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。
10 広場及び緑地	広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。
11 通路	(1) 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。 (2) 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

別記第12号様式中「公営住宅法施行令第6条第4項」を「和歌山県営住宅条例施行規則第1条の3第4項」に改める。

別記第24号様式を別記第25号様式とし、別記第23号様式の次に次の1様式を加える。

別記第24号様式(第31条の2関係)

(表)

6 セ ン チ メ ー ト ル	第 号
	身 分 証 明 書
	所 属 名
	職 氏 名
	生 年 月 日
	<p>上記の者は、和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)第55条第1項に規定する公営住宅監理員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">任命権者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>
----- 8センチメートル -----	

(裏)

和歌山県営住宅条例 (抜粋)

(公営住宅監理員及び県営住宅管理人)

第55条 知事は、法第33条第1項の規定に基づき、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、公営住宅監理員を置くものとする。

2 公営住宅監理員は、知事とその職員のうちから任命する。

(管理の代行)

第57条 知事は、法第47条第1項の規定により、県営住宅又は共同施設の管理(中略)を市町村又は和歌山県住宅供給公社に行わせることができる。

2 知事は、前項の規定により県営住宅又は共同施設の管理を行わせる場合においては、次に掲げる権限を市町村又は和歌山県住宅供給公社に行わせることができる。

(17) 条例第55条第2項の規定により公営住宅監理員を任命し、又は同条第3項の規定により県営住宅管理人を置くこと。

3 第1項の規定により市町村又は和歌山県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第3章、第6章及び第55条の規定の適用については、これらの規定(中略)中「知事」とあるのは「市町村の長又は和歌山県住宅供給公社の理事長」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年4月1日（次項において「基準日」という。）前に50歳以上である者の県営住宅の入居資格については、この規則による改正後の和歌山県営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第1条の3第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 県営住宅の入居者が基準日前に50歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は基準日前に50歳以上の者である場合における和歌山県営住宅条例第6条第1項第2号に規定する収入の基準については、新規則第1条の3第4項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。